

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第29回）

議事録

日時：令和6年2月7日（水曜日） 10：00～11：27

場所：オンライン開催

議題

- 1 認定高度保安実施事業者制度について【報告・審議】
- 2 規制見直しについて【審議】
- 3 大臣特認制度のワーキンググループの設置について【審議】

議事内容

○山下ガス安全室長 ガス安全室長の山下でございます。定刻となりましたので、ただいまから第29回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を開催したいと思います。

今回も委員の皆様にはオンラインで御参加いただいておりますけれども、澁谷委員には会議室にお越しいただいております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して殿木大臣官房産業保安担当審議官から挨拶をさせていただきます。殿木審議官、よろしくお願いいたします。

○殿木産業保安担当審議官 大臣官房審議官の殿木でございます。本日はお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず何よりも先に、令和6年能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

この震災でガス供給網においても、被災地域におきまして被害がございましたが、本当に厳しい環境の中で迅速に復旧に努めていただいておりますこと、厚く感謝申し上げる次第でございます。

経済産業省といたしましては、引き続き被災者の皆様、復旧・復興に携わっておられる方々に寄り添いながら、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでまいります。

前回の委員会では、都市ガス事業における認定高度保安実施事業者制度につきまして、認定要件や認定事業者へのインセンティブなど、具体的な方向性に関しまして御議論、御

指導を頂きましたところでございます。

前回以降の動きといたしまして、昨年12月21日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部が施行されました。その結果として、認定高度保安実施事業者制度が開始されたところでございます。これに伴いまして、関係する政省令が改正、施行されましたため、その内容について御報告をさせていただきますが、今般は認定事業者に対するさらなるインセンティブの付与について御審議をお願いいたします。

このほか、デジタル原則に伴うアナログ規制見直し等の規制見直しや前回の委員会で御議論いただきました大臣特認制度創設に関する方針を踏まえたワーキンググループの設置につきまして御審議、御報告をさせていただきたいと考えております。

本日も忌憚のない御意見、積極的な御議論をぜひともお願い申し上げたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○山下ガス安全室長　それでは、まず事務局より会議定足数の報告、議事の扱い等について説明いたします。

本日の会議は過半数以上の委員に御出席いただいておりますこと、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本会議から新しく就任された3名の委員の方々を御紹介させていただきます。

松本大学地域防災科学研究所教授・入江さやか委員。

○入江委員　入江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下ガス安全室長　よろしくよろしくお願いいたします。

日本女子大学家政学部家政経済学科准教授・倉田あゆ子委員におかれましては、本日は都合が合わず、欠席となりますので、お名前だけの紹介とさせていただきます。

次に、東京電機大学理工学部建築・都市環境学系教授・鳥海吉弘委員。

○鳥海委員　東京電機大学の鳥海と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下ガス安全室長　よろしくよろしくお願いいたします。

また、これまで本委員会の委員長であった倉渕委員長が令和5年10月18日をもって、産業構造審議会委員の任期満了日となりました。倉渕委員長には長きにわたり、委員会の議論を絶妙にまとめていただくとともに、ガス保安に対し、貴重な御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

これに伴い、後任の委員長は互選により選出したいと思いますが、倉渕委員長が御退任される際、後任の委員長として澁谷委員を御推薦いただいております。澁谷委員の委員長

任命につきまして、委員の皆様より、異議等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議なしと認められるため、本委員会の委員長に澁谷委員が任命されました。

会議終了後ですが、議事録は委員の皆様にご確認いただいた後にウェブサイトに公開することを予定しております。

それでは、ここからの議事進行につきましては澁谷委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長 横浜国立大学の澁谷でございます。このたび前任の倉渕委員長から引き継いで委員長のほうを拝命させていただきました。倉渕委員長のような議論の絶妙なまとめができるかどうか、まだまだ不安なところはございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、3件ございます。

早速でございますが、最初の議題、認定高度保安実施事業者制度について、事務局から資料1に基づいて、説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長 ガス安全室の山下でございます。それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

まず認定高度保安実施事業者制度における事業者のインセンティブを追加することについて御審議いただきたいと思っております。

まず都市ガス業界でございますけれども、業界全体での取組を通じまして技術の向上を図り、他の企業への水平展開などにより、技術の普及を図ってきたところでございます。今後、テクノロジーの活用を促進することにより、保安レベルの向上を図っていく観点から、また、人材不足への対処を図るという観点から、いわゆるスマート保安を推進することが非常に重要であると考えております。

令和4年に成立しました高圧ガス保安法等の一部を改正する法律、こちら、ガス事業法の改正も含んだものでございますけれども、この法律におきまして、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者につきましては安全確保を前提として、その保安確保能力に応じ、保安規制に係る手続、検査を合理化する制度を創設しました。この制度が認定高度保安実施事業者制度でございます。本件については、昨年3月のガス安全小委員会でも御説明させていただいたところでございます。

こちらは先ほどの認定高度保安実施事業者制度が施行されましたという御報告でございます。令和5年12月21日、ガス事業法の政省令、あるいは告示の改正等によりまして、認定高度保安実施事業者制度が施行されました。例えば、その下にも省令と書いておりますけれども、ガス事業法施行規則の改正においては、認定制度に係る手続ですとか、また、認定の基準についても規定したところでございます。

今度はそのインセンティブについての御審議でございます。こちらのスライドでございます。その認定制度でございますけれども、認定事業者が規制見直しをインセンティブとしてスマート保安を推進させようというものでございます。

この認定事業者でございますけれども、幾つかのインセンティブが措置されております。1つ目は、工事計画の届出を事前の届出ではなく、事後の届出にするというものでございます。2つ目は、使用前自主検査は事業者による自主検査のみとすることとしたこととございまして、すなわち登録ガス工作物検査機関による検査を不要とするものでございます。3つ目は、主任技術者、保安規程については届出ではなく、記録保存とするものでございます。つまりガス主任技術者の選任等につきましては自己管理で行っていくということになります。そして、4つ目でございますけれども、定期自主検査の時期の柔軟化でございます。一律に定期的に検査を行うのではなく、設備の状況に応じて認定事業者が検査時期を決めていくということになります。

以上のようなインセンティブが講じられているというところでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、認定事業者に対する現行のインセンティブでございますが、定期自主検査の時期の柔軟化でありますとか、ガス主任技術者の選任等は届出ではなく、記録保存とするものでございました。これらは法律で規定されている事項とございまして、また、これらの措置の適切な管理については、認定期間中に行う中間の立入検査により確認することとしております。

さて、スマート保安の推進をより加速化させるために、法律で規定されたインセンティブと同様の省令以下に規定されている事項につきましても、認定事業者に対するインセンティブとして措置してはどうかと考えております。

例えば、下の表、左側、①のところでございますけれども、導管等の漏えい検査の実施について記載しておりますが、この漏えい検査の時期は1年に1回と省令で規定されております。導管の種類によって検査の時期が決められております。1年に1回の場合もあれば、そのほかの時期もございますけれども、いずれにしても省令で規定されていると

ころでございます。

しかし、認定事業者につきましては、高度なリスク管理体制に基づいたリスク管理を実施しておりますので、認定事業者が設備の状況等に応じて検査時期を決められるようにしてはどうかと考えております。

また、②の昇圧供給装置の点検ですとか、③の緊急ガス遮断装置の点検につきましても同様に、認定事業者が検査時期を決められるようにしてはどうかと考えております。

また、④でございますけれども、ガス主任技術者が他の事業所と兼任する場合の特例措置について説明したものでございますけれども、認定事業者は高度なリスク管理を実施していることから兼任の手続についても記録保存として、自己管理型としてよいのではないかと考えている次第でございます。

先ほど述べた検査等を個別に見てまいります。

まず、ガス工作物の漏えい検査でございますけれども、現行の規定では導管の種類ですとか、ガス工作物の部分ごとに検査の頻度が定められております。例えば、漏えい検査の頻度につきましては、高压導管等の場合は1年に1回の実施が規定されているところでございます。しかしながら、認定事業者におきましては、高度なリスク管理体制を有しております。例えば、遠隔監視ですとか漏えいリスク分析等によりまして、一律の検査時期ではなく、設備状況に応じた検査時期としても保安レベルを維持することができると考えております。

そのため、認定事業者においては、これらの技術等を用いてガス工作物の状態等を勘案し、認定事業者が定める適切な時期に検査できることとしてはどうかと考えております。そして、その状況につきましては認定期間中に行う中間の立入検査において確認することとしてはどうかと考えております。

次は、昇圧供給装置の点検時期の柔軟化でございます。こちらは天然ガス自動車にガスを充填するためのガスの昇圧供給装置でございます。現行の技術基準におきましては、設置の日以降14か月に1回以上、適切な点検を行うことを義務づけております。

この場合におきましても、認定事業者は高度なリスク管理体制を有していることから、遠隔監視ですとか不具合リスク分析等を用いまして、昇圧供給装置の状態等を勘案し、認定事業者が定める適切な時期に点検できることとしてはどうかと考えております。そして、こちらにつきましても、その状況に応じては認定期間中に行うこととしている中間の立入検査で確認することとしてはどうかと考えております。

次に、緊急ガス遮断装置でございます。略してE S Vとも称されます。特定地下街ですとか超高層建物などの保安上重要度が高い建物に対しまして設置を義務づけられているものでございます。

このE S Vが緊急時に確実に遮断するように、事業者に対しまして、年1回の点検、また、E S Vの取扱いや日常点検について、建物の連絡担当者への周知を通達により示しているものでございます。

この場合におきましても、先ほど同様、認定事業者は高度なリスク管理体制を有しておりますので、よって、E S Vを設置する建物側の担当者等との連携体制の構築ですとか、また、過去の点検の結果や作動原理を踏まえた長期の性能評価を用いた分析を行うことで、一律の点検時期ではなく、設備状況に応じた点検時期としても保安レベルが維持できると考えております。

このため、本件においても認定事業者がE S Vの状態等を勘案し、認定事業者が定める適切な時期に事業者点検を行う旨を通達で整理してはどうかと考えております。そして、その状況につきましても、認定期間中に行う中間立入検査で確認することとしてはどうかと考えております。

こちらはガス主任技術者の兼任に関する特例承認の柔軟化でございます。現行の制度によりますと、ガス主任技術者が他の事業場と兼任する場合には、特例承認を得る手続が必要でございます。

一方、認定事業者でございますけれども、自立的に高度な保安を確保できるため、ガス主任技術者の選任、または解任につきましては届出ではなく、記録を作成、保存することによりとされております。

この考え方を踏まえまして、認定事業者については、ガス主任技術者の兼任に関する特例承認の手続を要さないこととし、代わりに特例承認の条件を満たすことについて、記録を作成、保存することとしてはどうかと考えております。そして、この状況につきましてもは認定期間中に行う中間の立入検査で確認することとしてはどうかと考えております。

以上でございます。この4点の事項について御審議をいただければと思っております。  
○澁谷委員長　ありがとうございました。

本件について、御意見、御質問などございましたら、挙手をお願いいたします。吉川委員、お願いします。

○吉川委員　今、御説明を承りました中で、各ページに、検査の時期については事業者

に任せるとあります。すなわち設備の状況に応じた点検時期を事業者のほうで判断をして実施しなさいということが書かれているわけですが、その実施した検査の内容の結果をどのように記録化して保存させておくのかということについても、ぜひ経産省のほうで音頭を取っていただきたいと思います。

つまり後から、その検査がおざなりであったかどうかということが明らかにできるような形にしておく必要があると思うのです。それは認定事業者の更新とか、認定の取消しとかにも関係できるようにしておく必要があると思うので、ぜひ書式を統一するとか、そういうことを心がけていただきたいと思います。

以上です。

○澁谷委員長　ありがとうございます。検査の時期については、自主保安の観点から、事業者が自分で決めるということですが、そちらの事後評価がきちりできるよということ、監視する体制もきちり整えていくべきであるという御意見かと思えます。貴重な御意見、ありがとうございます。

ほか、御意見、ご質問等ございますでしょうか。――それでは、先ほどの吉川委員の質問について、事務局から何か補足はございますか。

○山下ガス安全室長　吉川委員の御指摘、ありがとうございます。先ほど検査の書式等の統一等に係る御意見をいただきました。そちらにつきましては、まず認定事業者を認定する際に我々がヒアリングを行いまして、ちゃんと体制が整えられているか等、確認してまいりますけれども、まず事前の認定の段階でちゃんと確認してまいりたいと思えますし、また、事後の立入検査でもしっかり確認していきたいと思っております。

○澁谷委員長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○吉川委員　はい。

○澁谷委員長　ありがとうございます。それでは、基本的に事務局案に御了承いただいたということで、次の議題に移りたいと思えます。

それでは、次の議題でございますが、議題2、規制見直しについてということでございます。こちらは大きく3つのテーマに分かれておりますが、まず初めに、ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し（特監法のアナログ規制見直し）について、事務局から資料2に基づいて説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　それでは、ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直しについて御説明をいたします。

まず、ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直しでございますけれども、最初に今回の背景として、デジタル化に係る政府全体の取組について御説明をいたします。

令和3年11月でございますけれども、このときにデジタル臨時行政調査会というものが設置されております。これはデジタル改革ですとか、規制改革、行政改革等の横断的な課題を一体的に検討し、実行するためのものでございます。第2回の調査会でございますけれども、経済産業大臣からスマート保安について報告をしております。

これらの動きを受けまして、現在、政府全体でアナログ規制の見直しが進められているところでございます。

令和4年12月でございますけれども、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表というものが公表されておまして、この工程表に基づきまして、いろいろな規制の見直しを進めているところでございます。

先ほど述べましたアナログ規制でございますけれども、デジタル庁のほうではこのアナログ規制として代表的なものとして7つの類型を挙げております。具体的には、目視規制、実地監査、定期検査、書面掲示、常駐専任、対面講習、往訪問覧などがアナログ的な規制であるとされております。ですので、これらが規定されている法律、政省令の規制の条項につきまして、デジタル原則への適合性について点検、見直しを行うこととしております。

こちらがガス保安分野におけるデジタル原則への適合状況でございます。それを一覧にしたものでございます。ガス保安分野におきましては、アナログ規制は目視規制、定期検査、常駐専任、対面講習の4種類が存在しているということでございまして、点検や見直しが求められているところでございます。

既に幾つかの規制とか制度につきましては見直しを行いましたけれども、今回御審議をいただきたいのは赤線の枠で囲んだ部分でございます。これは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に係る事項でございます。

まず先ほどの特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律について御説明いたします。この法律名はちょっと長いのですが、特監法と略して呼ばれておりますので、以降、特監法として呼ばさせていただきます。

この特監法でございますけれども、設置または変更の工事の欠陥による災害の発生のおそれが多い機器を特定ガス消費機器として定義しております。具体的には下に書いておりますガスバーナーつき風呂釜ですとか、ガス瞬間湯沸器等でございます。

こういったものの工事を行うことを特定工事と言っておりますけれども、この工事につ

きましては、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する方、有資格者の方が特定工事の施工場所で監督をするか、あるいは、自ら工事を行うことと規定されております。

下の特定工事事業者におきましては、特定工事を施工した後に特定ガス消費機器の見やすい場所に施工年月日等を記載した表示ラベルを付すということが規定されております。これが右側のラベルでございます。こちらに事業者の名前等を書いておりますけれども、監督者のお名前もこちらのほうに書いており、経済太郎と書いてございますけれども、監督者の名前もラベルのほうに書いて貼っていただくということになっております。

こうした中、特監法のアナログ規制見直しの対象項目に関する説明でございます。特監法のアナログ規制の見直しにつきましては、実地での監督業務が目視規制に該当するとされております。要は実地で、その現場で、監督者の方が監督するということになっておりますので、そこが目視の規制に該当するとされております。このため、デジタル原則への適合性について点検、見直しを行ったところでございます。

見直しの方向性でございますけれども、ガス消費機器設置工事監督者の資格に関する講習を実施する講習実施機関の方にヒアリングをしましたところ、適切な運用を行うことにより、監督者が現場に行かずとも遠隔で監督を行うことも可能であるという回答をいただいております。

このため、従来の立会いによる監督に加えまして、立会いのみではない運用、例えば、カメラ等を用いた遠隔での監督も妨げないこととしてはどうかと考えております。

御参考までに次のページでございますが、カメラ等を用いた遠隔での監督のイメージでございます。左側が現在行われている方法でございますが、監督者の方が現場にいて施工状況を監督しています。これを右側でございますけれども、遠隔でも監督できるようにする方法をとることを妨げないようにするための措置をしたいと考えております。

以上でございます。

○澁谷委員長　　ありがとうございました。

本件について、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいいたします。松田委員、お願いいいたします。

○松田委員　　御指名、ありがとうございます。日本ガス機器検査協会の松田でございます。今、御説明のありました特監法のアナログ規制の見直しについて、コメントさせていただきたいと思っております。

これまでガス機器の中でも特にガス機器設置が原因となる消費者事故リスクが高いとさ

れる一部のガス機器の設置について、特定ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者が施工場所で自ら特定工事を行うか、もしくは監督をするということによって、特定ガス機器の不適切な設置による消費者事故を未然に防止して、消費者の安全を確保してきたものと認識しております。

これからの時代、デジタル化の加速による生産性の向上への取組推進ですとか、労働人口の減少への対応など、オンラインによる特定ガス消費機器設置工事の監督を可能にしていく取組というのは避けては通れない課題であるとは思いますが。

しかしながら、そのことによって、これまで培い、積み上げてきた特定ガス消費機器設置工事の安全性が損なわれるようなことがあっては本末転倒という事態になりかねないと思います。

少なくともこれまでの特定ガス消費機器設置工事と同等の安全な工事を実施するためには、オンラインによる監督を実施する際に留意すべき事項を明確にし、指針や運用手順などを策定する必要があると考えます。

また、この指針や運用手順を特監法の講習の場においても現在の監督者並びに将来の監督者となる受講者に対してしっかりと教育をしていく必要があります。

同時に、既に特定ガス消費機器の設置工事監督者の資格を有する方々についても遠隔からの監督を行う際の留意点などを周知徹底するような取組も併せて必要になってくるものと思います。

今後の御検討に当たりましては、こうしたことも含めて検討を進めていただきますようお願いいたします。

以上です。

○澁谷委員長　ありがとうございます。特定ガス消費機器の設置工事に係る監督の遠隔での活動に際して出てくる新しいリスクも含めて、運用手順をしっかりと定めて、教育体制も整備していただきたいという御意見かと思えます。しっかり考えていきたいと思えます。

続いて御発言の電気事業連合会の横川様、お願いいたします。

○横川オブザーバー　電気事業連合会の横川でございます。今回より、オブザーバーとして参加させていただいております。よろしくようお願いいたします。

1点だけコメントさせていただきます。6スライドのところですが、今回、特監法のアナログ規制の話の赤枠で囲ってありますけれども、全般にわたって、それ以外のところにおいても、このデジタル原則への適合という観点からコメントさせていただきます。

政府全体でこうしたアナログ的な規制に対する見直しというもので、ガス保安分野においてもそういった方向性でお示しいただいたと思っております、ありがとうございます。この取組自体はI o Tやビッグデータ等のテクノロジーの進展に応じて、保安の維持向上とか、生産性向上を図るものと理解しております、方向性全体として賛同しております。

一方で、実際にデジタル技術を導入するか否かは経済合理性に加えて、技術の継承であったり、あるいは教育の観点も踏まえて、各社の経営判断によることが望ましいと考えておりますので、デジタル化の手法のみに限定するというわけではなく、これまでの目視であったり、実地確認の手法であったりというものに加えまして、デジタル化の手法の活用も可能として、事業者がその目的に応じて取捨選択できるような方向で見直していただけたらと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○澁谷委員長 御発言、ありがとうございます。全般的なデジタル原則への対応について、デジタルだけではなくて、事業者が目的に応じて選択できるようにということで、先ほど事務局からの説明においても、このデジタル化を妨げないような法整備を進めていくという観点でございますので、大きな方向性としては間違っていないのかなと考えておりますが、事務局から何かございますか。

○山下ガス安全室長 それでは、松田委員の御意見も踏まえてコメントさせていただきます。

先ほど松田委員のほうから、今回のリモートの監督におきまして指針のようなものを示すべきではないかという御意見でございました。今回の改正の目的でございますけれども、リモート技術の活用を妨げないということでございますので、事細かなやり方をあらかじめ規定するのではなくて、特監法の目的とか、監督業務の性質を考慮した上で、監督者自らが判断することが、最初ではないかと思っております。監督者の方も最終的にはラベルを貼って、誰が監督したのかというのが明らかになりますので、そういったものを踏まえて、監督者自らが判断するということだと思います。

ただ、実際の運用におきましては、いろいろ問題とかが出てくると思いますので、引き続き日本ガス機器検査協会をはじめ、皆様と御相談させていただきたいと思っております。

あと、電気事業連合会の横川さんのほうから御指摘がありましたデジタル原則のことでございますけれども、澁谷委員長からも御指摘がございましたが、これはデジタル化を妨げないというものになります。必ずデジタル化しなさいというものではなく、デジタルに

対応できない場合には引き続き目視等を行っていくことは構わないというものでございます。

また、そもそもデジタル化自体が目的ではなく、デジタル化により、保安レベルを維持、あるいは保安レベルを向上させるということが重要でございますので、そこは原則といたしますか、そういう考え方に基きまして、引き続きデジタル化を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○澁谷委員長　ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。——特にないようございましたら、この案についても基本的に事務局案に御了承いただいたものとさせていただきます。

次の規制見直しでございますが、供給ガスの熱量変更（通達）の廃止及び関連文書の廃止についてでございます。こちらについても続いて説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　続いて御説明させていただきます。こちらは供給ガスの熱量変更に係る通達の廃止でございます。まずこの通達の策定の経緯を御説明いたします。

まず熱量変更というものでございますけれども、これは供給するガス種を変更して、熱量を変更するというものでございます。具体的には、1969年になりますけれども、大手のガス事業者の方が当時の石炭とか石油に代わる原料として、より熱量の高いLNG、すなわち液化天然ガスでございますけれども、輸入を開始しました。このLNGによるガスを都市ガスの供給ガスとしたところでございます。

これ以降、全国で供給ガスの高熱量化、熱量、いわゆるカロリーと申しますが、カロリーの高いガスへの熱量変更作業が行われました。具体的には供給ガスの転換もそうなのですが、コンロなどのガス消費機器の変更作業なども行われたところでございます。

しかし、当初は熱量変更の計画が不十分であったこと等から、ガス中毒事故などの発生もあったようでございます。当時の石炭系や石油系のガスでございますが、一酸化炭素を含むものでございました。このため、当時の通産省がガス事業者による適切な熱量変更計画の策定、そして、この計画に対する国による審査、指導等を行うことを定めた「供給ガスの熱量変更について」という通達を出しております。

この熱量変更作業の現状でございますけれども、この通達が発出されました1975年以降、また、1990年から2010年に行われましたIGF21計画という官民の取組、これは2010年ま

で天然ガスへの転換を図るという計画でございました。こういった計画を経まして、数多くの熱量変更作業が行われてございます。この熱量変更を経まして、現在の都市ガスでございますが、一酸化炭素を含まないガスになっているところでございます。

このような取組を通じまして、ガス業界のほうでは熱量変更計画、機器調整などに係る保安上のノウハウが蓄積されております。例えば、日本ガス協会様におかれましては、熱量変更計画書記載例という形でノウハウをまとめているところでございます。

その下の見直しの方向性でございます。その後、日本ガス協会におきましては、先ほど述べた記載例集に加えまして、熱量変更作業の基準ですとか、また、自主保安対策を加味したガイドブックを作成してございまして、ガス事業者の方々に周知することを予定しているところでございます。また、実際に熱量変更作業を行う関係者への教育、訓練、助言等も予定しております。

今後、熱量変更作業が実施される場合は通達に基づく国による審査、指導等から先ほどのガイドブックに基づく業界自主保安としての対応に移行することとしてはどうかと考えております。つまりこの通達及びその関連文書を廃止してはどうかと考えております。

こちらは先ほど申しました熱量変更について説明したものでございます。熱量変更作業が書いてありますが、実際に熱量変更を行う場合のガス機器の調整、改造等についても御説明させていただいております。

こちらは先ほど申しました当時の通商産業省が発出した熱量変更に係る通達でございます。

こちらが先ほど述べました日本ガス協会が作成してございます熱量変更計画書記載例集でございます。この記載例集でございますけれども、熱量変更に係る計画の例ですとか、計画を作成する上での要点、その他の作業手順等の概要が掲載されているところでございます。

こちらは、日本ガス協会が準備してございます熱量変更ガイドブックの概要になります。業務編及び教育訓練編の2つのパートで構成されております。先ほどのスライドでも述べました熱量変更計画書記載例集も取り込んでおり、また、熱量変更作業基準を含んだものとなっております、この真ん中の四角に書いてあるところです。こちらのほうに熱量変更計画書記載例集があり、また、熱量変更作業基準も含んだものとなっているということでございます。

通達の廃止に合わせまして、日本ガス協会においてはこのガイドブックの発行及び周知

を行って、それをもって各事業者において熱量変更作業が行われるということを想定しております。また、日本ガス協会におかれましては、実際に作業を行う関係者に必要に応じて助言等を行うことを予定しているところでございます。

こちらが供給ガスの熱量変更の通達といろいろ関係文書が出ておりますので、それを一覧にしたものでございます。これらも廃止するということになるわけでございます。

先ほど熱量変更の通達についてお示したところでございますけれども、その部分がおのおのの項目にどのように対応するのかというのを詳しく書いたものでございます。例えば、左上の四角のところでございますけれども、こちらの通達には国による審査ですとか、国への計画提出とか報告などが書かれておりますが、これを廃止し、業界による自主保安に移行するものでございます。

この理由といたしましては、先ほど申しました熱量変更計画書記載例集に過去のノウハウが蓄積されているということ。あと、熱量変更に関するガイドブックを関係者に周知して、日本ガス協会が必要な助言等を行っていくということで、この通達、この部分を廃止したいと思っています。

また、その下の4ポツもそうですけれども、こちらのほうは、既に再点検の実施については希望する需要家さんのみでよいという事務連絡が出ておりますので、こちらはもう既に対応済みといいますか、希望する需要家のみでよいと変更されてございます。

その下、日本ガス協会においては、保安業務の際に押売とか買換え強要と受け取られるような行為をしないようにという通達も出ておりますけれども、こちらのほうは日本ガス協会さんのほうでちゃんと事業者に注意喚起をしていくことなると思います。

その右側のオレンジのところでございますけれども、こちらは通達の別紙として掲げられているものでございまして、熱量変更作業基準というものが別紙になっております。こちらにつきましても、先ほど申しました熱量変更に関するガイドブックのほうに記載しまして、業界の自主保安として対応したいと考えております。過去のノウハウがいろいろ蓄積されておりますので、作業基準に記載されております器具調整、教育等々、ガス事業者が自ら実施することが可能であるということで、こちらも自主保安の対応としたいと思っております。

以上でございます。

○澁谷委員長　　ありがとうございました。

本件について、御意見、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。――特に御

意見はありませんでしょうか。特段の御指摘がないようでしたら、こちらはもう既に現状のガス事業の状態に合わせて修正していくという御提案でございますので、基本的に事務局案に御了承いただいたということで、次の議題に移りたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、3つ目の規制見直しでございますが、開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（不完全燃焼防止装置あり）の周知の見直しについてということでございます。こちらについても事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　引き続き、御説明させていただきます。開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器のうち、不完全燃焼防止装置があるものに係る周知の見直しについてとなります。

ガス事業法に基づきまして、ガスの使用者に対しまして、危険の発生の防止に関して必要な事項を周知するということが規定しております。ガス会社さんのほうから使用者の方にリーフレットとかパンフレットの形で危険の発生の防止に必要な事項について周知をするということが行われております。

この周知でございますけれども、大きく言うと2つの分類に分かれております。1つ目は、全てのガス使用者に対して行う周知でございますが、これを一般周知と呼んでおります。2つ目は、ガス瞬間湯沸器ですとか、ガス風呂釜などの重大事故の発生確率が高い消費機器を設置するガスの使用者に対しまして、先ほどの一般周知に加えまして実施する個別の機器ごとの周知でございます。これを個別周知と呼んでおります。

また、これらの周知の頻度でございますけれども、一般周知については、ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一部の需要家を除いて2年に1回以上とされております。また、個別周知でございますけれども、こちらもガスの使用の申込みを受け付けたときと消費機器の種類ごとに定める頻度によって周知が行われるというものでございます。

その詳細につきましては、こちらの表に書かれているとおりでございます。今回御審議いただくのは赤字で書いてあるところでございまして、開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（不完全燃焼防止装置あり）、1年に1回以上と書いております。ちなみに、その下に開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器で不完全燃焼防止装置なしと書いてありますが、こちらも1年に1回以上の周知となっているところでございます。

こちらが開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器でございます。よく御家庭にあるような小型のガス瞬間湯沸器でございます。燃焼前には必要な空気を屋内から取り込んで、排ガスについても屋内に排出するタイプでございます。

こちら、冒頭に周知事項のイからリという表記がありますが、その説明でございます。

この開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器でございますけれども、2007年に発生した一酸化炭素中毒事故を受けまして、1年に1回以上の個別周知の対象機器となったわけでございます。

この事故を受けまして、2008年には省令が改正されておまして、開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器に対しまして再点火防止装置の義務化がされるということと、あと、不完全燃焼防止装置が作動する条件の変更が行われたということでございます。要は、機器の安全対策が強化されたということでございます。不完全燃焼防止装置が働く条件が厳しくなったということでございまして、不完全燃焼が起こった場合にさらに点火しようとして何回か着火操作を行おうとすると、途中でインターロック機能で着火しなくなるという再点火を防止する機能がございしますが、これが再点火防止装置でございます。こちらの設置が義務づけられておりますということでございます。

この開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器でございますけれども、不完全燃焼防止装置及び再点火防止装置の有無にかかわらず、周知は1年に1回以上の頻度で行うことが維持されてきました。さらに、この用品省令が改正された以降製造された再点火防止装置機能が追加された開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器による事故は現在までは発生しておりませんということでございます。

これらを受けまして、こちらが制度見直しの案になります。現在の開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器、不完全燃焼防止装置ありの周知でございますけれども、重大事故の発生確率が高い消費機器の対象とする個別周知の対象とされております。

一方、2008年のガス用品省令の改正後に製造された再点火防止装置等の機能が追加された開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器、このうち再点火防止装置及び不完全燃焼防止装置があるものにつきましては、現在まで過去15年間、事故の発生事例はございませんということでございます。

片や、個別周知でございますけれども、個別周知の対象機器といえますのは重大事故の発生確率が高い消費機器になっております。それで、この開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器のうち、再点火防止装置と不完全燃焼防止装置がついている開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器につきましては、もともと安全対策が強化されたものであったわけでございますけれども、過去15年間、事故が発生しておりません。ですので、重大事故の発生確率が高い消費

機器にも該当しなくなつたと考えられますということでございますので、この周知につきましては、一般周知のみとさせていただいて、個別周知の対象機器から除外してはどうかというのが今回の御提案でございます。

なお、各家庭に開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器があるわけでございますけれども、こちらのほうはガス会社の方が契約時、あるいは4年に1回、各家庭に訪問して、各機器の調査をしているところでございますので、ちゃんとガス会社のほうで調査が行われているということを補足させていただきます。

私からは以上でございます。

○澁谷委員長 どうもありがとうございました。社会的に影響の大きい事故を契機に点検の周知が定められたのですけれども、そのまま安全機能が追加されて、しっかり事故を起こさないような装置ということで検証が行われてきたと。この15年、その機器に関しては事故を起こしていないというようなことを踏まえて、今回こういう形で周知の見直しをしてはどうかという御提案でございます。実際、一般社会の機器に非常に近いということもありますので、皆様から貴重な御意見をいただければと考えております。

本件について、御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 ありがとうございます。今、御説明がありました消費者への周知を簡略化するという案については、全く異存はありません。

ただ、22ページを御覧いただきたいと思いますが、下の表にある御説明を伺って、改めて再点火防止装置と不完全燃焼の防止装置に頼っているところが大きいのだなということを感じたわけですが、例えば、この不完全燃焼防止装置の作動時間が経年劣化によって、30秒以内に作動しなくなるというようなことは一般的に考えなくていいのかということ。それから、今は湯沸器の事故が全くないということでしたけれども、寿命はどのくらいで、それは更新時期に来たら、何か更新を促すようなことが今も行われているのか。ちょっとその2点だけ確認させていただきたいと思って、質問させていただきました。

○澁谷委員長 ありがとうございます。こちらのほう、事務局のほうから。

○山下ガス安全室長 不完全燃焼防止装置でございますけれども、先ほど申しましたとおり、ガス会社の方が4年に1回、調査に入るわけでございますが、その場でそのときに不完全燃焼が起こっていないかということも調査されるということでございますので、そこは不完全燃焼防止がちゃんと働いているかどうかというところでは確認しているところ

でございます。

もう一点は湯沸器でございますけれども、一応法定の耐用年数は6年とされておりますが、大体寿命としては多分10年ぐらいではないかと思っております。もちろん機器の使い方にもよりますけれども、平均すると大体10年ぐらいかなと思っております。

○吉川委員　ありがとうございます。そうすると、2007年に発生した事故を受けて、2008年の省令改正があって、機器が大きく交換されていったのでしょうかけれども、その後の更新は、普通は1回はもうされているはずだという前提でよろしいのですよね。

○山下ガス安全室長　そうですね。ただ、あくまでも10年とは平均的な年数でございますので、実際には長く使っているものもあるかと思えます。

○吉川委員　心配しているのは、そういう古くなった機器を私たちもつい使えると思うと交換をサボって使い続けてしまうもので、むしろその危険性があるならば、そういうことに対する消費者への啓蒙というものを事業者側にはしていただきたいなとちょっと思いました。

以上です。

○山下ガス安全室長　ありがとうございます。こちらのほうはガス会社さんのほうが定期的に調査に入りますので、その場その場でいろいろな御指摘をさせていただくことになるかと思えます。

○吉川委員　ありがとうございました。

○澁谷委員長　貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、続いて日本ガス協会さんのほうから御発言をお願いいたします。

○三浦オブザーバー　日本ガス協会の三浦でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本件の規制に限らず、一連の規制見直しに取り組んでいただきまして、どうもありがとうございます。本件の特定需要家への個別周知の見直しにつきましては、資料の22ページにもございますが、2007年のガス瞬間湯沸器のCO中毒事故を受けて、ガス業者に課されている個別周知が強化されたということでございますが、2008年にガス機器の安全機能が高まったということで、15年間で有効性が確認できたということで、この個別周知の見直しを御審議いただいたということで、業界として大変感謝を申し上げます。

本個別周知が見直されることで、ガス事業者やお客様に係る負担等の軽減が期待できるとも、警報器の普及促進などのほかの保安活動にも注力できると考えております。

先ほどの吉川先生の御指摘へのガス安全室様の回答に少し補足いたしますと、完全燃焼防止装置については、給湯器は大体4つの機能を有していますので、この4つが全て1度に故障してしまうということは考えられないということも、4年に1回の各家庭への定期点検、訪問機会での点検に加えて、そういう4つについている機能もあるということも少し補足をさせて、コメントさせていただきたいということと、あと、我々ガス業界といたしましても、こういった機器の取替えにつきましては、より安全な、例えば、屋外設置式の湯沸器への交換など、あるいは経年機器の取替えなど、そういった活動を日常的に業界としても取り組んでいるということをつけ加えさせていただきたいと思います。

我々ガス業界といたしましても、引き続き保安レベルの維持向上に努めてまいりますので、どうか御指導よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○澁谷委員長　ありがとうございました。先ほど吉川委員から御懸念のございました高経年化した機器への影響についても、ガス事業の業界の中でしっかり取替え等の啓蒙活動を進めていくということで対応していきたいということかと思えます。貴重な御意見、どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。――それでは、先ほどの御指摘いただいたことを踏まえつつ、基本的に事務局案に御了承いただいたということで、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は大臣特認制度のワーキンググループの設置についてということでございます。こちらは事務局のほうから資料3に基づいて説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　どうもありがとうございます。それでは、大臣特認制度のワーキンググループの設置についてということで御説明させていただきます。

こちらは前回の3月のガス小委員会のほうで御審議いただいた大臣特認制度についてでございます。こちらのほうに晴海選手村地区、東京の晴海地区でHARUMI FLAGというのがありますけれども、こちらでは水素導管供給事業というものが行われる予定でございまして、そういった水素を用いた新たな事業がありまして、この関係で我々も必要な省令の改正などを行っているところでございます。

このような新しい事業に対しまして、機動的に対応したいと。機動的に対応するために現行の技術基準で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要ではないかということで審議をいただいたところでございます。

既に高圧ガス保安法ですとか火薬類取締法におきましては大臣特認制度が措置されておりますけれども、ガス事業法では措置されていなかったために措置していくというものでございました。

具体的には、大臣特認制度の立てつけとしまして、現行の技術基準以外でも安全性が担保されることを申請者が科学的なデータを用いて自ら立証すること、そして、それを経産省主催の有識者による審議の場で審査をいたしまして、安全性が認められましたら、申請者の申請に基づいて、規定によらない場合として、国が認めるというものでございました。

その審査基準でございますけれども、扱う技術ですとか物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保を認定の基準とすることでございます。

その審査体制でございますけれども、火薬類取締法の審査方法に倣いまして、ガス安全小委員会の下部組織としてワーキンググループを設置してやらせていただくことについて、御了承いただいたものでございます。

こちらが大臣特認制度のワーキンググループの設置について、でございます。このワーキンググループの構成でございますけれども、ガス工作物の技術分野、また、リスクマネジメント分野、消費者等の有識者によるメンバー構成によるものとする 것을考えているところでございます。また、審査におきましては、ワーキンググループの場において、水素事業などを念頭に置きまして、事業者、申請者の方から審査基準を満たしていることの説明を求めた上で審査を行うこととしたいと考えております。

また、その申請書に添付する書類、下記の四角の部分でございますけれども、想定しております審査のポイントでございます。例えば、4ポツでございますけれども、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保の説明をしていただくと。具体的には保安体制や緊急時対応を含む運用ですとか維持管理、また、リスク分析、評価です。これは建設時ですとか、維持管理時、また、非常時も含むものでございます。さらに過去の事故発生事例も踏まえてリスク分析、評価を行っていただくということを考えております。

なお、これらにつきましては、ワーキングメンバーの決定後に改めて意見を求めて、必要な修正、追加を行うこととしてはどうかと考えております。

こちらが大臣特認制度の対象についてでございます。現行の技術基準の構成ですとか、重大事故対策等を踏まえて基準策定の経緯を鑑みまして、以下のとおりとしてはどうかと考えておりますということでございます。

まず、現在のガス工作物の技術基準でございますけれども、種類としては大きく分けて2種類あるかと思っております。1つは、仕様や数値などの基準を示した仕様規定でございます。基準の際に仕様とか数値が示されているもの。これを仕様規定と呼んでおります。他方、安全確保のために必要な性能を示した性能規定というものがございます。例えば、ガス工作物の構造は適切な構造でなければならないと書いてあったとしまして、こちらのほうは具体的な数値とか書いておらず、とにかく適切な構造でなければならないというような書き方がされておりますけれども、こういった規定が性能規定でございます。この仕様規定、性能規定、2つあるということでございます。

これまで新技術の採用ですとか、あと、国際規格などを用いることによりまして、ガス工作物の設計の柔軟性を確保するために仕様や数値の基準を示した仕様規定から、今度は安全確保のために必要な性能を示した性能規定に変更されてきております。一部の規定を除きまして、今は、性能規定化されているということでございます。

性能規定でございますけれども、ガス事業者が性能規定に適合する仕様などを自己責任により選択できます。このたび水素事業など、新たな技術におきまして、技術基準に反することなく、ガス事業者が自ら性能規定を満たすことが可能でありますということでございます。

それで、今回の大臣特認制度でございますけれども、現行の技術基準で求める技術以外について審査をするものでございますので、先ほど述べたように具体的な仕様や数値の基準が示されている仕様規定につきまして、大臣特認の審査の対象とすることとしてはどうかと考えております。

また、審査の結果により認定されたものと同様なものは再度の審査を不要としてはどうかと考えております。ただし、申請書の提出は必要なのでございますけれども、再度の審査については不要としてはどうかと考えておりますということでございます。

こちらは大臣特認制度の対象でございます。先ほど申しましたように12の仕様規定、つまり仕様規定が12個あるということでございまして、それをこちらのほうに書いております。こちらは数値とか、安全確保のための具体的な方法が示されているものでございます。

1ポツのところでございますけれども、具体的な数値を規定したものとして、例えば、離隔距離です。これだけ離しなさいというもの、また、漏えい検査とか、点検頻度などがございます。

また、安全確保の方法を規定したものといたしましては、付臭、防液堤、安全弁、水取

り器などがございます。これは付臭を行いなさい、防液堤を設けなさい、安全弁を設けなさいということで、方法についても規定してあるというものでございます。

また、技術基準の中には過去の重大事故の対策として規定されたものもございます。例えば、掘削により露出管となった場合の防護、導管設置場所などが規定されているということでございます。このような基準につきましては先ほど御説明した審査のポイントとして、過去の事故発生事例を踏まえたリスク分析、評価をしっかりと事業者のほうで行っていただくということになります。

最後に4ポツの昇圧供給装置でございますけれども、こちらはガス事業法におけるガス工作物の範囲。こちらは、18.5m<sup>3</sup>/h未満と書いておりますけれども、これ以上のは高圧ガス保安法適用となりますということでございまして、この基準は安全性を規定したものでなくて、法律の区分を示したものでございます。これにつきましては高圧ガス保安法などの関係もございますので、今回の検討対象とはしておりません。今後必要に応じて検討しますが、今回の検討対象とはしないというものでございます。

以上でございます。御審議をお願いしたいと思います。

○澁谷委員長　ありがとうございます。こちらは前回の委員会のと時から御審議いただいております大臣特認制度でございますが、これまでガス事業法にはなかったのですけれども、今回いろいろな状況の変化等に応じて、この仕様規定に関しての大臣特認を認めていこうという御提案でございます。

こちらについて、委員の皆様、オブザーバーの皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。それでは、日本ガス協会の三浦様、御発言をお願いいたします。

○三浦オブザーバー　日本ガス協会の三浦でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

特認制度につきまして、ワーキングを設置して審査を行うということに賛同いたします。水素導管供給についてはまだ実績も少ないと認識しておりますので、付臭の代替技術など、これまで評価されていない技術で供給を行う場合については、着火しやすく、材料の脆化を招くといった水素の物質特性を十分考慮の上、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保を前提として、慎重に技術評価をすることが重要であると考えております。

また、こういった技術評価の蓄積が安全を前提とした水素の普及につながっていくと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○澁谷委員長　ありがとうございます。特に水素の導管についてはまだ実績も少ないので、この大臣特認をしっかり活用して、水素の普及を進めていくべきという御意見かと思えます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。それでは、入江委員、お願いいたします。

○入江委員　入江でございます。初めての参加ですので、もしとんちんかんなところがありましたらご指摘いただきたいのですけれども、今、出ているスライドの安全確保の方法の規定のところで、臭気によりガスの感知ができるようにする規定であるが、一定の条件下で適切な漏えい検知装置が設置されている場合には除外規定があるというようにされておりました。

私、今は大学で教鞭を執っておりますが、30年余り、NHK等で災害の取材をずっとしてきておまして、先週末も能登半島地震の被災地などを調査してきているわけなのですが、その観点から一言コメントさせていただければと思います。

この付臭の有無に関して、ちょっと調べさせていただきましたら、硫黄を含む付臭水素は燃料電池を浸食するおそれがあるので、付臭成分の除去が必要になるため、水素ガス利用に当たってはモニタリングやセンサーで代替して安全確保をするということになっていると理解しております。ただ、やはり一般のユーザーにとって、地震のような災害時に付臭の果たす役割は少なくないと思います。

先ほど能登半島地震の被災地に行ったという話をいたしましたけれども、実際現地では非常に多くの木造住宅が形がないほどに倒壊しておりました。地震発生直後の停電時、あるいは、もう住宅が倒壊してしまって、ガス漏れを検知する装置をユーザーが視認、あるいは音などでも確認できない場合、やはりユーザーがガス漏れの有無を判断するのは臭いがよりどころになるのではないかと思います。

今回、水素ガスの導入を計画されている東京の晴海のような地域では、当然ながら、高度な耐震性を備えた建築物ですとかインフラが整備されていますので、今回の能登半島で起きたような古い木造住宅の倒壊のリスクというのは小さいと思われそうですが、やはり今後の将来的な展開も含めて、この臭いというものを残すか、あるいはなくすのかということについては、こういった非常災害時の安全確保に関する方策を十分検討した上でお進めいただければと思っております。

もし、仮にこの臭いをなくすという結論に至った場合には、やはり一般のユーザーに対

しても、こういう理由で臭いがなくなっています、それに対しては、こういう安全管理をしています、そして、仮に災害時にガス漏れの臭いがしないとしても漏れている可能性がゼロではないといったようなことを十分に周知徹底していただくようお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○澁谷委員長 入江委員、どうもありがとうございます。特にこの臭気判定のところですね。付臭のところについては災害時の安全確保の最後の手段として非常に重要であるという御指摘で、この付臭を取り除くときには、かなりきちとした説明が必要であるという御意見かと。また、この導入に際しては、地域住民へのしっかりとした説明をしていって、社会需要を獲得していくということも重要であるという御指摘だと思います。

こちら、事務局のほうから何か補足はございますか。

○山下ガス安全室長 貴重な御指摘、ありがとうございます。

まず1点、先ほど晴海の話が出ましたけれども、晴海で供給される水素につきましては付臭されております。臭いがついておりますので、そこは補足させていただきたいと思えます。

先ほど災害時において、ガス漏れの最後の判断として、臭気が非常に重要であるという御指摘、ありがとうございます。例えば、地震などの様々なリスクがございますので、そういったものをちゃんと加味して、保安レベルが落ちない、むしろ向上するぐらいの措置をしていただいて、臭気の付臭をするか、しないかというのを判断していきたいと思えます。

御指摘のとおり、災害時において、やはり電気がなかったりとか、設備、センサーが壊れたりとか、いろいろあると思えますので、そういった様々なリスクがあると思えますので、そういったものをしっかり加味して検討してまいりたいと思えます。御指摘、どうもありがとうございました。

○入江委員 御説明、ありがとうございました。晴海の件は了解しました。ありがとうございます。

○澁谷委員長 入江委員、どうもありがとうございます。

ほかに御指摘、御質問等ございますでしょうか。——こちらについては、また、今後、ワーキンググループを設置して、具体的な活動内容等については引き続き御議論いただくということになってございますので、引き続き活発な御議論をお願いしたいと思います。

以上で、本日の議題としては全て終了いたしました。本日、非常に多岐にわたる様々な規制の見直しであるとか、大臣特認というかなり重要な案件について、皆様から貴重な御意見をいただけたと思っております。

全体を通しまして、事務局から何かございましたら、よろしくお願いいたします。

——今、チャットのほうで水流委員からコメントをいただいております。こちら、水流委員、入られているので、もし可能であれば、このコメントも含めて御発言いただいてもよろしいでしょうか。

○水流委員　水流ですけれども、今の議題1で監督者の知識というところが非常に重要になりますので、知識を注視していくということ。テクノロジーだけでは駄目だということで、テクノロジーの上に載せる監督者の知識は、目視で見えるもの、共通の物差しのようなものをつくっていく活動が非常に重要だということをチャットの中に述べております。

監督者のやっていること、何を見ているか、その見ている項目の名称とか、結果の表記の仕方を構造化して、標準化して、デジタル化していくということがあれば、それをガス業界全体で共有できるような形、組織図にしていくという作業があると非常にこのDX化が効率化と良質化、安全担保といったものも保障できるようなものにますますなっていくと思いました。

事例として、今、病院、医療のほうでできています看護師さんたちの目視ですね。観察というところに関する標準マスターというものが整備されていて、これは2016年に看護マスターとして厚生労働省標準になりました。こういったものがあると安心して病院が採用できるということもありますので、同じような形で目視に関する知識の構造化ということを進めたほうが良いと思っております。

以上です。

○澁谷委員長　水流委員、ありがとうございます。こちらは規制見直しの1点目のところになるデジタル原則のところの特に監督者の遠隔監視に係る議題についての御意見でございますが、従来の目視にとどまらず、目視というものをしっかり体系化させて知識化させていくことで、デジタル化というものがより効果的な影響を発揮するというところで、具体的な事例も挙げていただきました。ガス事業においてもこういう視点で、目視規制というものの見直しを進めていっていただきたいという御意見かと思えます。

こちらは何か事務局のほうからございますか。

○山下ガス安全室長　御指摘、ありがとうございます。こちらは先ほど説明しました監

督者でございますけれども、こちらは必要な講習を受けた有資格者の方でございますので、講習の中でもどういったことをするのかというのを改めてちゃんと教えていくということができればなと思っております。引き続き、講習を実施する機関とも相談しながらよりよい制度にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○澁谷委員長　ありがとうございます。ほかに全体を通して、もし何か御発言を希望される方がいらっしゃいましたら挙手をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、改めて本日の議題は全て終了いたしましたので、事務局のほうから連絡事項をよろしく願いいたします。

○山下ガス安全室長　どうもありがとうございます。貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

次回のガス安全小委員会第30回でございますけれども、3月11日の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、後日、詳細について、改めて事務局より御連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

○澁谷委員長　本日は活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございました。私のほうも今回初めてのこの委員会の運営ということでちょっと緊張してはいたのですが、皆さんの御意見、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

——了——